

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	社会保障・税番号制度の導入に伴う団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバーの開発等について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

- ◇第16条第2項（法令の定めに基づき電子計算機処理をしたとき）
- ◇第17条第4項（法令の定めに基づき外部電子計算機との結合をしたとき）
- ◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課： 総合政策部情報政策課）

事業の概要

事業名	団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバーの整備
担当課	情報政策課
目的	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第2(以下「別表第2」という。)及び新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「利用条例」という。)第3条・第4条に定める事務に係る情報利用・連携を可能とする。
対象者	別表第2及び利用条例第3条・第4条に定める事務の対象となる新宿区の住民基本台帳に記録されている住民及び住民登録外者
事業内容	<p>1. <u>事業概要(資料1)</u></p> <p>(1) 団体内統合宛名等システムの開発</p> <p>(2) 新宿区自治体中間サーバー(※)の整備(ソフトウェアは、総務省が開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ サーバー環境、データベース環境、情報連携機能等の開発 ※ 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が管理する「自治体中間サーバー・プラットフォーム」内に設置されるもの <p>(3) 団体内統合宛名等システムと新宿区自治体中間サーバーとの総合行政ネットワーク(LGWAN)を介した外部結合</p> <p>(4) 団体内統合宛名等システムと新宿区自治体中間サーバーとの情報連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 内閣官房が定める「情報提供ネットワークシステム等外部インターフェイス仕様書」及び「データ標準レイアウト」に基づく連携 <p>(5) 番号法第21条第1項に基づき総務大臣が設置する「情報提供ネットワークシステム」を介した国及び他自治体等(一部事務組合、広域連合を含む。)の中間サーバーとの情報連携</p> <p>(6) 団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバーの保守(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 稼働監視、故障・障害対応、プログラム不具合対応等 <p>2. <u>主なシステム機能等</u></p> <p>(1) 団体内統合宛名等システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 宛名情報・業務情報の管理 ■ 庁内システムと新宿区自治体中間サーバーとの情報連携の管理等 ■ システム運用管理、セキュリティ対策等 <p>(2) 新宿区自治体中間サーバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 業務情報の管理、国及び他自治体等の中間サーバーとの情報連携の管理等 ■ システム運用管理、セキュリティ対策等 <p>3. <u>対象者数</u></p> <p>約34万人</p>

件名 社会保障・税番号制度の導入に伴う団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバーの開発について

保有課 (担当課)	情報政策課
登録業務の名称	別表第2及び利用条例に係る情報連携
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 別表第2及び利用条例第3条・第4条に定める事務の対象となる新宿区の住民基本台帳に記録されている住民及び住民登録外者 2 記録項目 資料2及び資料3のとおり ※ 内閣官房が定める団体内統合宛名等システムと新宿区自治体中間サーバーとの情報連携に必要な情報項目 (データ標準レイアウト) 3 記録するコンピュータ 団体内統合宛名等システム、新宿区自治体中間サーバー
新規開発・追加・変更の理由	社会保障・税番号制度の導入に伴い、番号法及び利用条例に基づく事務に係る情報連携を可能とするため、団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバーを新たに開発する。
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる事項に係る団体内統合宛名等システムの開発 <ol style="list-style-type: none"> (1) 宛名情報 (氏名、住所、年齢、性別等)・各種業務情報の管理機能の整備 (2) 個人番号・符号 (他自治体との情報連携に必要な番号)・処理通番等の情報連携管理機能の整備 (3) 団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバー間の情報連携機能の整備 (4) 利用者管理・認証・暗号化・アクセス制御・ログ管理機能等の整備 2 次に掲げる事項に係る新宿区自治体中間サーバーの整備 (※ソフトウェアは、総務省が開発) <ol style="list-style-type: none"> (1) 各種業務情報の管理機能の整備 (2) 符号・処理通番等の情報連携管理機能の整備 (3) 新宿区自治体中間サーバー及び国・他自治体等の中間サーバー間の情報連携機能の整備 (4) 利用者管理・認証・暗号化・アクセス制御・ログ管理機能等の整備
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 上記の各開発・整備の過程では、委託先に個人情報に一切触れさせない。 2 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 3 委託先が実施するテストにおいては、ダミーデータを使う。 4 実データを使用した検証作業は、区職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。 5 特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。
新規開発・追加・変更の時期	<p>【今後の予定】</p> <p>平成27年4月～平成28年1月 団体内統合宛名等システムの一次稼働</p> <p>平成28年1月～平成29年7月 団体内統合宛名等システムの二次稼働</p> <p>平成28年4月～平成29年6月 新宿区自治体中間サーバーの整備</p> <p>※ 平成29年7月までに、各種業務情報を順次整備する予定</p>

件名 社会保障・税番号制度の導入に伴う新宿区自治体中間サーバーとの外部結合について

保有課(担当課)	情報政策課
登録業務の名称	別表第2及び利用条例に係る情報連携
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 別表第2及び利用条例第3条・第4条に定める事務の対象となる新宿区の住民基本台帳に記録されている住民及び住民登録外者 2 情報項目 資料2及び資料3のとおり ※ 内閣官房が定める団体内統合宛名等システムと新宿区自治体中間サーバーとの情報連携に必要となる情報項目(データ標準レイアウト)
結合の相手方	地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
結合する理由	社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成29年7月より、番号法第21条第1項に基づき総務大臣が設置する「情報提供ネットワークシステム」を介した他自治体との情報連携を行うこととなったため、外部結合を行う。
結合の形態	地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク(LGWAN)を介した結合
結合の開始時期と期間	<p>平成28年4月1日 符号の取得</p> <p>平成28年7月1日 情報提供ネットワーク及び国・他自治体等との連携テスト開始</p> <p>平成29年7月1日 情報提供ネットワーク及び国・他自治体等との連携開始</p>
情報保護対策	<p>外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」に基づき、次の個人情報保護措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接続するネットワークは、専用回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。 2 送受信する情報は、暗号化により特定相手以外には解読不能とする。 3 ファイア・ウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。 5 ネットワーク機器やサーバーを制御し、通信できるシステムを限定する。 6 団体内統合宛名等システムの利用に当たっては、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外への利用はできないものとする。 7 団体内統合宛名等システム利用者毎に、情報へのアクセスを制限し、職員が利用できる情報を限定する。 8 団体内統合宛名等システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。 9 団体内統合宛名等システムの利用パソコンには、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。 10 システムを操作する職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 11 特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。

件名 社会保障・税番号制度の導入に伴う団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバーの開発等に係る業務の委託について

保有課(担当課)	情報政策課
登録業務の名称	別表第2及び利用条例に係る情報連携
委託先	日本電気株式会社(プロポーザル方式による特命随意契約) 【プライバシーマーク取得】 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS・ISO/IEC27000)認証取得
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 対象者 別表第2及び利用条例第3条・第4条に定める事務の対象となる新宿区の住民基本台帳に記録されている住民及び住民登録外者 2 情報項目 資料2及び資料3のとおり ※ 内閣官房が定める団体内統合宛名等システムと新宿区自治体中間サーバーとの情報連携に必要な情報項目(データ標準レイアウト)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	1 区における団体内統合宛名等システムの整備に際し、ITに係る高い技術力と様々な実績及び提案力を持つ事業者、基本設計・詳細設計及び開発等の業務を委託することで、様々な情報システムとの複雑かつ高度な情報連携が求められる団体内統合宛名等システムの円滑な稼働及び運用を行う。 2 団体内統合宛名等システムの整備に係る事業者の選定に当たり、公募によるプロポーザル(企画提案・評価)を行った結果、当該委託先が最良な企画提案を行った事業者として選定された。
委託の内容	1 次に掲げる事項に係る団体内統合宛名等システムの開発 (1) 宛名情報(氏名、住所、年齢、性別等)・各種業務情報の管理機能の整備 (2) 個人番号・符号(他自治体との情報連携に必要な番号)・処理通番等の情報連携管理機能の整備 (3) 団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバー間の情報連携機能の整備 (4) 利用者管理・認証・暗号化・アクセス制御・ログ管理機能等の整備 2 次に掲げる事項に係る新宿区自治体中間サーバーの整備(※ソフトウェアは、総務省が開発) (1) 各種業務情報の管理機能の整備 (2) 符号・処理通番等の情報連携管理機能の整備 (3) 新宿区自治体中間サーバー及び国・他自治体等の中間サーバー間の情報連携機能の整備 (4) 利用者管理・認証・暗号化・アクセス制御・ログ管理機能等の整備 3 団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバーの保守 (1) 稼働監視 (2) 故障・障害対応 (3) プログラム不具合対応等
委託の開始時期及び期限	【開発・整備業務】 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで(平成29年7月1日の情報連携時までを予定) 【保守業務】 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで(以降継続)

<p>委託にあたり区が行う情報保護対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先との契約書には、別紙「特記事項」を付し、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記する。 2 上記の各開発・運用過程では、委託先に個人情報に一切触れさせない。 3 委託先が実施するテストにおいては、ダミーデータを使う。 4 上記委託内容の業務遂行の後、実データを使用した検証作業は、職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。 5 特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 上記の各開発・運用過程では、委託先に個人情報に一切触れさせない。 3 上記委託内容の業務の遂行に当たり、テスト作業は、情報政策課においてダミーデータを使用させて行わせ、区職員が立ち会うこととする。 4 上記委託内容の業務遂行に当たり、データセットアップは、情報政策課において行わせることとし、区職員が立ち会うこととする。 5 上記委託内容の業務遂行の後、実データを使用した検証作業は、区職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。 6 特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。